

④ 地域支援事業交付金関係

【1 制度関係】

(問1) 市町村は地域支援事業交付金に関する費用の上限率を条例で定める必要があるのか。

(答)

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うものとされており、必ずしも市町村の条例においてその上限率を改めて規定する必要はない。

(問2) 地域支援事業（介護予防事業）の対象者が保険料を滞納している場合、地域支援事業の利用制限を行ってもよいのか。

(答)

1. 保険料を滞納している者が地域支援事業を利用しようとする際に、市町村の判断により、保険料を滞納していない者と比べて高い利用料を設定する、あるいは、地域支援事業の利用希望者が多数いた場合に保険料を滞納していない者を優先的に事業の対象にする等の対応をすることは差し支えないものと考えている。
2. なお、保険給付（介護給付、予防給付）については、保険料を滞納している者についての支払一時差止等の制限がある（法第66条から第69条）。

【2 会計処理関係】

(問3) 地域支援事業交付金の会計区分はどうなるのか(給付費と同じく保険事業勘定で整理するのか)。

(答)

保険事業勘定の中で整理する。

(参考) 平成18年3月31日厚生労働省老健局介護保険課長事務連絡
「介護保険特別会計の款項目節区分についての一部改正について」

(問4) 介護保険法において、「市町村は、地域支援事業の利用者に対し、利用料を請求できる」とされているが、市町村が介護予防事業の実施を委託した場合、委託先が直接利用料の請求をすることができるのか。

(答)

利用料の額は市町村で設定するものの、市町村と委託先の契約により、委託先が直接利用料の請求を行うこととすることも可能である。

(問5) 介護予防事業の実施を委託する場合、委託先が利用料を徴収することを前提として、事業に要する費用のうち、利用料を控除した額を委託費として市町村が委託先に支払うことは可能か。

(答)

市町村と委託先の契約により、利用料の徴収を委託することは可能であるが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則等から、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に、利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当である。

【3 執行関係】

（問6）地域支援事業に要する費用のうち、国が交付する分については、国から直接市町村に交付されるのか。県において国費分を予算に計上する必要があるのか。

（答）

地域支援事業に要する費用については、介護保険法第122条の2第1項及び第2項により、国は市町村に対して交付するとしており、国は市町村に対して直接交付することになる。

したがって、都道府県は国庫分を歳入予算に計上する必要はない。

（問7）地域支援事業交付金は、毎事業年度終了後に精算する必要があるのか。

（答）

地域支援事業交付金については、毎事業年度終了後、事業実績報告書を提出し、精算を行う必要がある。

交付する額は、法令・通知等で定める地域支援事業の対象となる経費であって、上限率の範囲内かつ申請額の範囲内の額である。

したがって、申請額に比して事業実績額が少額である場合は、事業実績額を交付し、一方、申請額に比して事業実績額の方が大きくなった場合は、申請額を交付するものとする。

（問8）「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業」では財源構成が異なるが、両事業間の流用は可能か。

（答）

「介護予防事業」と「包括的支援事業・任意事業（以下「包括的支援事業等」という。）」では、財源構成が異なることから、流用は認められない。

したがって、例えば、介護予防事業の事業実績額が申請額を下回った場合、申請額と事業実績額との差額分を包括的支援事業等に使用することはできず、返還することになる。

(問9) 地域支援事業の事業費の算定に当たっては、あくまでも保険給付費の見込額で算定するのであって、仮に保険給付費の実績がそれを下回り、その結果、事業規模が上限率を超えた場合であってもそれについて返還は行わないということによいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問10) 地域包括支援センターを年度途中から設置する場合における地域支援事業の費用額についてどのように取り扱うのか。

(答)

地域包括支援センターを年度途中で設置する場合であっても、年度当初から設置する場合と同じく、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料中「地域支援事業交付金について」の2. 地域支援事業の財政フレーム、(3) 交付金の算定方法で示している上限率を適用して構わない。

【参考】平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料

(3) 交付金の算定方法

○ 第3期(平成18年度～20年度)における地域支援事業交付金の交付対象となる地域支援事業の上限については、次のとおりとする。

①基本方針

地域支援事業の費用額は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込み額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ①「介護予防事業」 : 次表のB欄に掲げる率以内
- ②「包括的支援事業+任意事業」 : 次表のC欄に掲げる率以内
- ③地域支援事業(①+②)全体 : 次表のA欄に掲げる率以内

		18年度	19年度	20年度
地域支援事業	A	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
介護予防事業	B	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	C	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

(問 1 1) 地域支援事業交付金の対象経費については、事業の対象となるものであれば「基本的には」制限をかけないとされているが、この趣旨は何か。

(答)

地域支援事業の対象経費については、原則制限をかけないものである。しかしながら、介護予防事業の効率的・効果的な執行を図る観点から、当該事業に要する次の経費に限って、以下のような条件を付すものとする。

- ①備品購入費について、介護予防のための器具等を購入する場合は、単価 10 万円以下のものに限る。
- ②賃貸料について、介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入単価 10 万円以下のものに限る。
- ③送迎車の購入について、介護予防事業を利用する高齢者の送迎用に適するものであって、集団を移送することが可能なものとする。

(問 1 2) 平成 20 年度以降は、現在、老人保健事業で実施されている基本健康診査は、地域支援事業として実施されるのか。

(答)

地域支援事業においては、「生活機能に関するチェック項目」について実施することとし、その他、生活習慣病の早期発見等に関する項目については実施することは想定していないは、これについては、医療制度改革の見直しの過程において検討されることとなっている。

